

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令要綱

一 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の借入金及び社債発行の限度額を得るために当該機構の資本金及び準備金の額の合計額に乗じる倍数は、一とすること。
(本則関係)

二 この政令は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）の施行の日（平成二十七年九月四日）から施行すること。
(附則関係)